

山梨県スポーツレクリエーション祭協賛事業

第38回山梨県車いすマラソン大会実施要綱

1 目的

障害者がスポーツを通じて、体力維持・増強及び機能回復等の向上に努め、明朗かつ積極的な性格と協調精神を養うことによって、自立更生の実をあげ、明るい生活形成に寄与するとともに、一般社会の正しい認識の向上を図り、併せてスポーツ・レクリエーションを普及啓発することを目的とする。

2 主 催

山梨県障害者スポーツ協会

3 後 援

山梨県、公益財団法人山梨県スポーツ協会、一般財団法人山梨陸上競技協会

4 期 日

令和8年4月29日（水・祝）

5 会 場

小瀬スポーツ公園 J I T リサイクルリンクスタジアム及び外周

6 参加資格及び制限

（1）本大会に参加できる選手は、次の各号に該当するものとする。

ア 車いす使用者で主催者が認めた者

イ 日常で車いすを使用しない者で主催者が認めた者

ウ 本大会前に、競技出場について医師の診断を受け、適当と認められた者

（2）アームサイクリングは参加可能とする。ただし、主催者が認めた者であり、

大会前に、競技出場について医師の診断を受け、適当と認められた者

7 競技規則

本大会の競技規則は、別に定める。

8 競技区分

マラソンコースは次の1コースとし、それぞれ男子及び女子に区分する。
また、車いすについても手動及び電動に区分する。

①コース・・・2.0キロメートル

(小瀬スポーツ公園JITリサイクルリンクスタジアム外周を使用)

②スタート及びゴールは、JITリサイクルリンクスタジアムとする。

9 大会日程

別紙のとおり

10 表彰

車いすの手動、電動別で男女の第1位から第3位までを表彰する。

健常者の男女別第1位から第3位まで表彰する。

アームサイクリングの男女別第1位から第3位まで表彰する。

11 申込方法

参加希望者は、別紙申込書により、4月10日（金）までに、山梨県障害者スポーツ協会事務局に提出する。

12 その他

(1) 参加選手の交通費は、本人負担とする。

(2) ゼッケンは主催者が用意する。

(3) 受付時間に遅れた者は、やむを得ない場合を除き、失格とする。

(4) 参加選手の昼食は、各自で用意する。

(5) 付き添い及び応援団等の経費は、各自負担とする。

(6) 雨具等については、各自が用意するものとする。

(7) 参加選手の健康については、選手側において十分配慮するものとする。

主催者においては、応急の処置のみ行う。

(8) 雨天のため大会を中止する場合は、参加者への連絡は公共放送（テレビ）の協力を得て行う。

山梨県スポーツレクリエーション祭協賛事業

第38回山梨県車いすマラソン大会日程

1 受付	10:30~10:50
2 スタート	12:10~
3 成績発表・入賞者表彰	13:30
4 解散	14:00

山梨県車いすマラソン大会競技規則

- 1 本大会では、男女ともに同時走行とする。
- 2 競技者は、決められた出発線から決勝線までのコース内を走行する。
- 3 競技者は、走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
- 4 競技者が走行中に転倒した場合、競技役員の介助は受けてもよい。
- 5 競技中における車椅子のトラブルは、競技者自身が解決するものについては、これを認める。
- 6 競技者は、競技役員の指示にしたがうこと。
- 7 競技者は、競技役員から競技中止を命じられた時は、直ちに競技をやめなければならない。
- 8 競技については、制限時間を設ける。

(1) 車椅子（手動）	2. 0キロメートルは、スタート後45分
(2) 車椅子（電動）	2. 0キロメートルは、スタート後45分
(3) 車椅子（健常者）	2. 0キロメートルは、スタート後45分
(4) アームサイクリング	2. 0キロメートルは、スタート後45分